

二 労働條件低下解雇反対の爭議

三二

三 労働條件向上待遇改善の爭議

一一

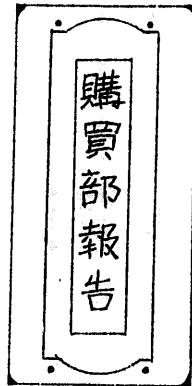
右件數百〇七件は、同盟罷業に至らず怠業又は紛擾（平和的交渉によらざる）をも含む

右の如く百〇七件のうち五十二件を占むる第一は直接的には純然たる經濟爭議に非ずして『労働者團結権』の闘争であった。しかもそれは組合として不可避的爭議である。第二の労働條件低下解雇反対のうちには、賃銀不拂、約束不履行を多く含んでゐる。而して第三は、その日数に於て第二の四分の一に過ぎない、以て如何に第二の争議が深刻であるかを窺察し得るものである。

争議の成績に就ては、全件數百〇七件のうち、勝利五十六件、妥協三十七件、慄敗十四件を示し、大体好成績に局を結んでゐる。

而して我等の労働争議に對する見解は、すくなく共、現在に於て労働者の労働條件に関する有利なる協定をなす純然たる經濟争議であるとの見解を持してゐる。彼の労働争議を現在に於て政治的革命の手段と見る如き、或はまた争議そのものの階級的意義のみを論じ、當面の要求事項を忘る、如きは我等の断じて反対するところである。

かくの如き見解の相異も、現在の社會状勢に対する認識の相異より生ずるものであるが、我等は固き確信の下に、増々所信の遂行を期するものである。



大正八年十二月 大阪鐵工組合石鹼及大量製造組合員に領布してより十年、今や漸く組合購買部確立し、その數二十一ヶ所に及んでゐる。今や一つである難波支部購買